

平成31（令和元）年度

事業計画

【はらまちひばりワークセンター】

《経営方針》

今年度は、新しい元号の始まりですが、「令和」には人が美しい心を持ち、まとまると言う意味が込められており、新元号とともにご利用者一人ひとりが希望に満ちあふれ、活躍できる事業所づくりを目指し取組んで参ります。

そのため、私たちは法人設立をした先人の思いを大切に、法人理念を改めて確認し、ご利用者の幸せとともに法人の発展に向け努力いたします。

当県では、本年4月1日から「障がいのある人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」が施行され、障がいのある人の社会参加や就労機会を確保し、あらゆる世代で交流を深め、誰もが暮らしやすい社会へと導くことになりましたが、皆でこのことを心に込め普段の生活で実践する必要があります。

そのような中であって、経営方針は人権尊重を基本とし、ご利用者が安全で安心して快適な生活が送られる環境を整え、良質なサービス提供と健全経営に努めます。また4月から始まる国の「働き方改革」に合わせた業務の分担や流れを見直し、効率化を図り、ご利用者と職員が一体となって働きやすい職場環境の整備を目指します。

そのための目標として、まず法人では、消費税が本年10月から10%に増税される見込みであり、このことに伴う支出増の補填費用としての報酬改定が予定はされておりますが、ほとんどの費用が膨らむ見込みであることから、今あるものを大切に使うなどした「費用の節減」に取り組めます。

またご利用者では、自分にあった就労場所を見つけるための職場体験を経験するなどの「ステップアップ」する機会を提供するなどして就労に結びつけます。そして日本の景気が後退期に入ったと言われておりますが、訓練課程で発生する工賃を可能な限り維持、改善するよう工夫いたします。

更に職員では、日々変化するご利用者の支援状況の時流に沿った対応を心がける「スキルアップ」（資質向上）のため自己研鑽に努めるとともに、ポニー作業所に男性職員を増員配置するなどの改革にも取り組めます。

以上のとおりですが、私たちは各事業の安定運営に努め、地域の皆様に信頼される事業所として引き続き効果的に展開して行くことといたします。

1、事業方針

一般企業の雇用に関わらなかった方々に就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、将来社会で活躍することが出来るよう一般就労への移行の支援を積極的に行うものとする。

(事業ポイント)

前年度の反省に立ち、当地区の現況をしっかりとらえ、当事業所としてのサービス提供支援に無理のない身の丈にあった事業運営に努める。

(1) 働く喜びと楽しみを感じとれる日々の提供に努める。

・法人全体として組織体制に見直し、ご利用者の皆さんが楽しく、喜びを持

って作業が出来るようにする。

- ・健康で休まずに通うことが大切なことで評価されることを知らせる。
- ・事業所自体が互いに思いやり、協力し、助け合うことが生活の楽しみにつながることを知らせる。
- ・将来企業等の雇用に関わつような事業所訪問見学を行うなど就労のための支援を行う。

(2) 安全な通所への支援や実施

ご利用者の送迎面では、送迎車両の安全運転に努める一方、ご利用者のうち自転車や徒歩で通勤する方には声掛けするなどして交通事故の防止に努めます。

(3) 行事や余暇活動においては、月1回程度実施するようしており、事業所内の花見やお食事会、慰労も兼ねた「社会見学旅行」等のほか、市内他事業所との交流「おひさまといっしょに」などにも積極的に参加したり、地域からの招待「ミニ運動会」などにも参加し、地域住民の方々と親睦を深めます。

(4) 利用者数の確保を図り安定した事業所運営に努めるため、新たな作業の開拓、立上げの可能性を探るなどのほか、経費の節減にも創意工夫して工賃アップにつなげる。

2、職員の資質向上と人材育成

・職員の定着を図るため、平成28年度から国の補助事業である「福祉・介護職員処遇改善」に取り組んでおり、引続き賃金などの整備を進め働きやすい

環境づくりに努める。

・平成29年度から県社会福祉協議会々員に加入したのを機会に職員の資質向

上を図るため、職員は年一回以上研修を受講するような積極的に参加するようにし、その復命を兼ねた研修報告会を設ける。

3、リスクマネジメント関係

- ・事業所内外の防災安全については、日頃から徹底した防災意識を持ち、設備を含め周辺防災にも気を配り、安心して事業運営が取り組めるよう防災訓練を年2回以上行うとともに日々の防災設備点検等を実施する。
- ・事故の防止には十分な対策を講じているが、万が一緊急事故が発生した場合、速やかな連絡体制を整え、行政機関や利用者、家族に対し対処する。

4、情報の収集及び発信

- ・平成29年度の苦情解決委員会に続き、平成30年度は虐待防止委員会を立上げて第三者委員を設置しましたが、これからも法人の活性化につなげる。
- ・法人情報を的確に伝えるとともに顧客ニーズの把握に努めるため、定期的な会報発刊やHPづくりなど広報事業について発信に向けた努力をする。
- ・地域の他事業所との連絡会議等を通じ、連携や情報交換を密にして情報を共

共有する。

5、その他

現在移転新築中の原町区老人福祉センターが今年度に完成し、跡地利用は市の決定にもよるが、今後ポニー事業所の移転も視野に入れた対応策を講じて行かなければならない。

【 相談支援事業所 はらまちひばり 】

《事業方針》

社会的支援を必要とする方々に対して、就業・生活の相談に応じ社会生活での生活ができるよう、各福祉サービスの情報の提供、個別ワークのサポートにより生活意欲の増進と安心に努める。

1. 特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）

（1）事業概要

- ①計画相談支援
- ②基本相談支援

（2）対象者

- ①計画相談については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者
- ②基本相談については、障害者及びその保護者又は介護者

(3) 内容

①計画相談支援

- 「サービス利用支援」

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成。

- 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整。

- 「継続サービス利用支援」

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行う（モニタリング）。

- サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

②基本相談支援

すべての障害児及び、その保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

2. 南相馬市障がい者等相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

①福祉サービスの利用援助

- ・ サービス情報の提供及び利用援助、要援助
- ・ 介護相談その他のサービスの利用目的

②社会資源を活用するための支援

- ・ 施設、事業の紹介
- ・ 福祉機器等の利用助言、指導
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 住宅に関する相談
- ・ 生活情報の提供等

③社会生活力を高める支援

- ・ 家族関係、人間関係に関する支援
- ・ 身だしなみ、健康管理等の指導
- ・ 家事、家庭管理の指導、助言
- ・ 趣味、余暇活動等社会参加に関する支援
- ・ 生活情報の活用に関する支援

④ピアカウンセリング

- ・ 障がい当事者による相談
- ・ サービス提供事業所による相談

- ⑤権利擁護のために必要な援助
 - ・金銭管理の利用に関する支援
 - ・成年後見制度利用に関する支援
- ⑥専門機関の紹介
 - ・障がい者サービス等に係る専門機関の照会
- (2) 相談支援機能強化事業
 - ①専門的な知識を必要とする困難ケース等の対応
 - ②自立支援協議会を構成する他の相談事業者との連携
 - ③市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案したサービス利用計画の作成
- (3) 障がい支援区分認定調査業務
 - ①障害福祉サービスを受けようとする障がい者等の調査
- (4) 自立支援協議会との連携
 - ①市が設置する地域自立支援協議会との連携
 - ②市が設置する地域自立支援協議会専門部会の運営
- (5) 住宅入居等支援
 - ①不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き支援
- 3. 質の向上にむけて
 - 研修会、勉強会への参加。
 - 苦情解決体制の整備。
- 4. 地域課題への取り組み
 - 毎月開催される市内の相談支援事業所連絡会に参加し、地域課題について検討する。

